三原市告示第２１号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり告示します。

令和５年３月７日

三原市長　岡　田　吉　弘

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

マンガ倉庫三原店

三原市宮浦４－９－１２

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名

株式会社エディオン

代表取締役　久保　允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目１番１８号

３　変更した事項

（１）大規模小売店舗の名称

（変更前）エディオン三原店

（変更後）マンガ倉庫三原店

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社エディオン

代表取締役　久保　允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目１番１８号

（変更後）株式会社チェンジホールディングス

代表取締役　長瀬　功

福岡県久留米市中央町１番地１－３３０２

４　変更の日

令和５年３月７日

５　届出年月日

令和５年３月２日

６　届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所３階）

７　届出等の縦覧期間及び時間帯

令和５年３月７日から令和５年７月６日の午前８時３０分から午後５時１５分，ただし，土曜日，日曜日及び休日を除く。

８　法第８条第２項の規定に基づき，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は，当該公示の日から４月以内に，三原市に対し意見書の提出により，これを述べることができます。

９　意見書の提出期限及び提出先

令和５年７月６日

三原市経済部商工振興課